



その通販サイト 本物ですか？ 偽サイトに警戒を！

インターネットの激安広告を見つけ、ブランド品の財布やバッグを注文してお金を先に支払ったが、いくら待っても商品は届かず、販売業者にも連絡が取れないという相談が寄せられています。

事例 ネット通販でゲーム機を注文し、指定の銀行口座に代金を振り込んだ。「振込確認後、3日程で商品を発送する」と返信のメールが届いたが、未だに商品が届かない。サイトも削除され連絡先もわからない。騙されたので返金してほしい。

- ▶ 通販サイトで商品を購入する前に、公式通販サイトやその運営事業者の公式ホームページ等に、偽サイトに関する注意喚起情報がないか確認しましょう。
- ▶ もし偽サイトに注文したことに気が付いたら、支払方法に応じて素早く対処しましょう。

クレジットカードの場合

- ・すぐにクレジットカード会社に連絡
- ・利用明細を定期的に確認（不正利用の被害を早期に把握）

銀行口座等への前払いの場合

- ・すぐに振込先金融機関の窓口へ連絡し、振り込め詐欺救済法による救済を求める
- ・最寄りの警察に被害を届け出る

代金引換サービスの場合

- ・注文直後の場合、電子メール等でキャンセル連絡
- ・支払い前の場合、送り状の「依頼人」が販売業者と違う場合は受け取り拒否



「偽サイト」かどうかのチェックポイント

- ・サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- ・日本語の字体、文章表現がおかしい。
- ・販売価格が大幅に割引されている。
- ・事業者の住所の記載がない。記載されていても、調べてみると虚偽だったり、無関係の住所である。
- ・事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけである。
- ・支払方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払方法が限定されている。
- ・通販サイト内のリンクが適切に機能しない。



クーリング・オフは、事業者が突然訪問してきたり、電話をかけてきたりと不意打ち的に勧誘され、よく考える時間もなく契約させられたような場合に適用される制度です。

しかし、通信販売の申込や自ら店舗に赴いて行う契約などは、購入者側に契約締結の積極的な意思行為が認められ、クーリング・オフすることができません。

契約を結ぶときは、後でクーリング・オフできるからと安易に考えず、不安なときは身近な人に相談しましょう。



ちょっと不安なだけで

新型コロナウイルス感染のセルフチェックには 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください！

「研究用」として市販されている抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではありません。

国が承認した医療用医薬品又は一般用医薬品の抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示されています。

取扱い薬局・薬店（インターネットを含む）で薬剤師に相談して購入してください。（購入時に薬剤師から使い方について説明があります。）

- ※「研究用」は健康フォローアップセンターでの登録等には使えません。
- ※「体外診断用医薬品」によるセルフチェックを行った場合であっても、診断にはなりません。

セルフチェックを行い、陽性の場合には、居住する自治体が設置した健康フォローアップセンター等に連絡するようにしましょう。

3月の消費生活法律相談

3月 9日（木）13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072